

藤沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）
パブリックコメントのまとめ

1 実施概要

実施期間	令和7年11月10日（月）から令和7年12月9日（火）
意見提出者数	6人
意見件数	10件

2 意見等の内訳

意見等の内訳	件数（件）
① 感染症のまん延防止に関する対策	1
② 有事における対応や支援	4
③ ワクチン接種	4
④ その他	1
計	10

3 意見等の反映状況

意見等の反映状況	件数（件）
① 計画に反映させた意見	0
② 今後の取組の参考とする意見	2
③ 計画に含まれている内容とする意見	3
④ その他の意見	5
計	10

4 計画に対する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の内訳	意見等の反映状況
1	子どもの予防接種費用の助成をしてほしい。13歳未満で2回接種する場合には、費用がかさむため受けさせられない。	本計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策を定めたものです。本計画におけるワクチン接種（住民接種）は、感染の拡大を緊急に防止する必要が生じた場合に、予防接種法に基づき実施される「臨時接種」を指しています。この場合の接種費用は、原則として公費により負担されます。	③	④

2	ワクチン接種について、非課税世帯の割引をお願いします。	本計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策を定めたものです。本計画におけるワクチン接種（住民接種）は、感染の拡大を緊急に防止する必要が生じた場合に、予防接種法に基づき実施される「臨時接種」を指しています。この場合の費用は、原則として公費により負担されます。	(3)	(4)
3	乳児、児童のワクチン接種について、補助金を出すか無償化してほしい。	本計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策を定めたものです。本計画におけるワクチン接種（住民接種）は、感染の拡大を緊急に防止する必要が生じた場合に、予防接種法に基づき実施される「臨時接種」を指しています。この場合の費用は、原則公費により負担されます。	(3)	(4)
4	インフルエンザ流行による学級閉鎖や行事延期が保護者の就労や家庭への負担となっているため、コロナ禍並みの感染対策徹底を要望します。具体的には加湿空気清浄機の導入、換気の徹底、温水蛇口や泡石鹼の整備等です。対策に必要な費用については、保護者による負担も許容します。	学校における感染症対策については、本課において市内の感染発生動向を注視し、流行状況に応じて適宜注意喚起を図とともに、必要に応じて衛生指導を行うなど学校現場と連携を図つてまいります。また、学校環境の整備につきましても、所管する教育部門と課題を共有し、今後もより一層連携して感染対策の徹底に努めてまいります。	(1)	(4)

5	<p>【第2部第1章第4節(P17) 「高齢者施設等における対応」 について】</p> <p>コロナ禍の高齢者施設支援において、管轄保健所の違いや往診医の方針不一致により現場が混乱した実体験を踏まえ、「有事に備えた準備」という抽象的な記述にとどめず、平時から関係機関の役割分担や指揮系統を明確化した具体的な計画にしてほしい。</p>	<p>本計画は、様々な感染症や長期的流行など、幅広い事態に柔軟に対応できるシナリオを想定し大枠の方針を定めております。一方で、実際の流行時には、ご指摘のとおり速やかな役割分担や指揮命令系統の明確化が不可欠であると認識しております。現場での貴重なご経験に基づくご意見を踏まえ、有事に機能する具体的な連携体制の構築に努めてまいります。</p>	(2)	(2)
6	<p>【第3部第8章「医療」(P88前後)及び第10章「検査」(P99前後)に関する医療従事者の感染・休業時対応について】</p> <p>医療従事者の感染等に伴う診療体制の機能不全を防ぐため、代替要員の確保や業務継続(BCP)支援に関する具体的な方策の明記を求めます。現状の計画案ではワクチン接種に係る連携体制については記載がありますが、有事の診療体制維持に関する人的支援策が十分ではありません。ついては、災害対策における医師会等の相互支援の枠組みを参考に、感染症有事においても他機関からの応援派遣や広域的な人材確保が可能となる体制を検討してほしい。</p>	<p>感染症法の改正により、都道府県が平時から医療機関と「医療措置協定」を締結する仕組みが法定化されました。本計画におきましても、県が新型インフルエンザ等にかかる医療提供の司令塔となり、人材派遣等の調整を担うことを明記しています。医療従事者の感染等による休業時の対応については、まずは各医療機関において業務継続計画(BCP)に基づき対応いただくとともに、個別の医療機関での対応が困難な場合には、協定に基づき国・都道府県が広域的な調整(医療人材の派遣等)を行う仕組みとなっています。本市としては、この県主体の枠組みが有事に機能するよう、平時から県や協定医療機関等と連携し、訓練や研修等を通じて体制の確保に努めてまいります。</p>	(2)	(2)

7	<p>有事と平時の切り替え基準が不明確であると、市民や事業者が適切な判断を行えません。定点報告数や入院患者数、陽性率などの科学的指標を用い、有事認定や解除の具体的な条件を明確に示すよう求めます。</p>	<p>「有事」の定義につきましては、本計画の用語集において「新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。」と定めております。今後につきましても、平時の段階から市民や事業者等の皆さまへ、適時適切な情報提供・共有に努めてまいります。</p>	(2)	(3)
8	<p>「まん延防止に関する措置」の具体的内容と、国・県・市の役割分担を明確にしてください。特に、強制力を伴う措置は国や県の権限であり、市は協力依頼や支援が中心的役割であることを明記してください。</p>	<p>「まん延防止等重点措置」につきましては、第3部第6章「まん延防止」及び用語集「まん延防止等重点措置」において、国・県・市それぞれの役割や措置の内容等を記載しております。</p>	(2)	(3)
9	<p>憲法で保障される財産権や営業の自由を尊重し、営業制限を行う際は補償や支援の方針を明示するべきです。28ページ「13 市民生活及び市民経済の安定の確保」において、国や県主導の制限が行われる場合、市から国・県へ補償や支援を働きかける旨の記載を追記してください。</p>	<p>本計画の第3部第13章において、まん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、「当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる」旨を記載しております。国や県への補償や支援の要請等、具体的な方法につきましては、実際に新型インフルエンザ等が発生した際、事業者の経営及び市民生活への影響を十分に考慮した上で、対処してまいります。</p>	(4)	(3)

10	<p>国内外において、mRNA ワクチンの副作用による死亡・健康被害による訴訟が報告されていることから、当該ワクチンの使用対象からの除外を求めます。使用により被害が生じた場合、法的責任を問われる可能性があると考えます。また、抗インフルエンザ薬として、「アビガン」を加えるよう国に要請してください。同薬は国による備蓄もあることから、有効性が見込まれると考えます。</p>	<p>本計画では、使用するワクチンの種類について明記しておりませんが、国が薬事承認し確保したワクチンについて、国が示す有効性や安全性に関する情報を適切に収集し、市民の皆さんへの情報提供に努めます。接種後の症状等に関する情報も適切に収集し、健康被害が生じた場合には、国の救済制度に基づき迅速な救済に努めてまいります。また、治療薬についても、国や国立健康危機管理研究機構（JIHS）が示す診療指針等に基づき、適切な薬が使用されるよう医療機関等への情報提供を行ってまいります。</p>	<p>③</p>	<p>④</p>
----	--	---	----------	----------

※意見・提案のうち、複数項目にわたる場合は、分けて取り上げています。

※いただいたご意見等の趣旨を損なわない程度に表記を変えている場合があります。

以 上